

中国地方整備局総合評価審査委員会 鳥取県部会規則

(目的)

第1条 鳥取県内直轄事務所長（港湾空港関係事務所を除く、以下「事務所長」という。）は、鳥取県内直轄事務所（港湾空港関係事務所を除く）が総合評価方式等により発注する工事及び業務に関し、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定）に基づき、技術提案の審査、又は、評価が中立かつ公正に行われるよう、次に掲げる事項について、学識経験者より意見を聴取するため、中国地方整備局総合評価審査委員会鳥取県部会（以下「部会」という。）を設置する。なお、鳥取県内直轄事務所とは別紙一のとおりとする。

- 個別工事及び個別業務の評価方法や落札者の決定方法に関すること。
- 2 事務所長は、総合評価方式の推進、普及のための施策のあり方について、部会から意見を聴取することができる。

(部会員)

第2条 部会の部会員には、局長の承認を経て代表事務所長が委嘱する別紙一2に掲げる者をもってあてる。但し、必要がある場合、事務所長は部会の部会員以外の者を追加して委嘱することができる。

- なお、代表事務所長は、鳥取河川国道事務所長とする。
- 2 部会員の任期は2年以内とする。ただし、部会員の再任を妨げない。

(部会長)

第3条 部会長は、部会員の互選により選出する。

- 2 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故等があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(業務)

第4条 総合評価方式の実施に関すること及び地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令21号）第2条第3項に規定する港湾空港関係事務（以下「港湾空港関係事務」という。）を除く鳥取県内直轄事務所発注の分任官契約に係る総合評価方式等による個別工事及び個別業務の評価方法や落札者の決定方法に係る事項について、意見を聴取する。

また、地方自治体から、総合評価方式による個別工事の意見聴取の要請がある場合は、本部会において意見聴取を行うことができるものとする。

(部会の開催)

- 第5条 部会は、部会長の要請に基づき代表事務所長が招集する。
- 2 部会は、部会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 3 部会は、第1条第1項第一号に掲げる事項に係る意見を聴取する場合に開催する。

(委員の排斥)

- 第6条 部会員は第1条第1項第一号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

- 第7条 部会員は、部会で知り得た技術提案の内容、又は、評価内容等の秘密を他に漏らしてはならない。部会員の職を退いた後も同様とする。

(部会の運営)

- 第8条 部会は、原則として非公開とする。ただし、部会の開催の結果の概要是、速やかに公表する。
- 2 部会の事務は、鳥取河川国道事務所においてこれにあたる。
 - 3 この規則に定めのない事項について、必要が生じた場合には部会で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月13日から施行する。
- 2 この規則は、平成20年1月30日から施行する。
- 3 この規則は、平成23年6月24日から施行する。
- 4 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この規則は、平成28年10月1日から施行する。
- 8 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 9 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 10 この規則は、令和2年1月16日から施行する。

別紙一 1

鳥取県内事務所は、下記のとおりとする。

鳥取河川国道事務所

倉吉河川国道事務所

日野川河川事務所

別紙一2

第2条第1項の部会員

部会の部会員は、下記のとおりとする。

清水 正喜 鳥取大学名誉教授

松見 吉晴 鳥取大学学長顧問

黒田 保 鳥取大学教授